

(その五)

寄託文書三二八号

元治元年(一八六四年)

地震による修復費用を伐木によって捻出する件

解説 この願出の日付は子十二月となっていて震災後十年を経過した元治元年(一八六四年)のものである。

本件は万延元年(一八六〇年)に古市奉行所から指示された本堂や鎮守社の修復(寄託文書三三五号)が順調には進まなかったため、再度修復資金の捻出のために修理山の伐木を願い出るための下書きである。

この願い書が認められて大々的に立木等の伐採がなされてその数は五五〇〇束、九貫一五四匁に及び、諸経費を除いた使える資金は三貫二八九匁を計上して、これによって椿本社、本堂、釣鐘堂、下の堂の修理が行われ、一部は文殊院普請にも使われた(寄託文書四九号)。

願出は文殊院名となっているのは、既に福寿院、多門院とも無住になっていた証である。明治直前の住持の動向については別項で詳しく見る。

原文

奉願口上之覚

一当山之義、去日寅年(安政元年、一八五四年)震災之節、本堂鎮守社者大破之俣残り候得共、

宝蔵供摩堂并三ヶ院共潰家と相成、其節奉歎願、御目論も被成下候得共、御時節柄御普請難被成下、末寺^ニ而住居仕居候得共、何分辺山之義、且者住僧共難渋之義も御座候^ニ付、段々奉歎願候処、格別御憐愍を以此度一院御普請被成下、冥加至極難有仕合奉存候、就^而者無程御成就^ニ相成、住居等被仰付候得者、以前之通^リ追々諸方^{ヨリ}参詣等可有御座候、本堂鎮守社を始、山内甚見苦敷相成御座候^ニ付、引続御修覆奉願候ハ、御時節柄奉恐入候^ニ付、下方^ニ而助成等為仕少々成共修覆仕置奉存候得者、右之外下方受之建物等追々修覆各仕罷在候は何分時節悪敷其儀も難仕、就^而者先年^{ヨリ}三ヶ院付^ニ被成下候修理山雑木林之儀左^ニ

字…………… 壺ヶ所

字…………… 壺ヶ所

ゞ七ヶ所

右之通御座候間、凡十ヶ年も生立候得者、伐木奉願代銀住僧^江被下置候儀^ニ御座候度、則去日何卒奉願、伐木之後、最早何ヶ年も生立殊^ニ当節木柴等高値之折柄、売払候ハ、代銀何百目も可有御座候、伐木之儀御許容被成下候ハ、右代銀を以、本堂鎮守社等聊成共修覆仕度奉存候、何卒伐木之儀御聞届被成下、代銀住僧^江被下置候様仕度奉願候、右之通格別之御評儀を以御聞届被成下候様仕度、此段奉願上候以上

子(元治元年、一八六四年)十二月

笠置山

文殊院

古市

御奉行所